

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成30年1月17日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

石川達也，遠藤真澄，大城勇夫，大城純市，荻野公彦，長濱みつ子，
普久原均，矢崎豊，吉崎敦憲，與那嶺善道

（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

請園事務局長，春田首席家裁調査官，千住首席書記官，萱間次席家裁
調査官，中里事務局次長，上野総務課長，吉田会計課長

（庶務担当）

福盛総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言

2 新任委員の紹介

3 委員長あいさつ

4 前回委員会後の裁判所における取組等

(1) 総務課長から広報活動の実施状況についての報告

前回の委員会において，家裁の存在を広く県民に知らしめるための広報企画
に関して，①子どもを通じてその親にも家庭裁判所の手続等について関心を持
ってもらえるのではないかという御意見，②法教育の実施が有効で
あるとしてその事例の紹介等をいただいたことを受けて，平成29年度の法の
日週間の広報活動として，平成29年10月24日，小学校5，6年生及びそ

の保護者を対象として、ナイトツアー「家庭裁判所ってどんなところ？」と題して、親子見学会を開催した。

(2) 会計課長から物品の更新についての報告

前回の委員会において、1階訟廷事務室において手続案内を受ける利用者のプライバシーへの配慮について御意見をいただいたことを受けて、本年3月までに、手続案内用のカウンターを、利用者のプライバシーにより配慮したパネル付きのものに更新することとした。

5 意見交換

(1) 意見交換テーマについての説明

委員長は、「家庭裁判所における家庭裁判所調査官の役割と機能について」をテーマとして意見交換を行うことを説明した。

(2) 裁判所からの説明

次席家庭裁判所調査官が、「家庭裁判所調査官の調査の実際」について説明した上で、総務課長が、家庭裁判所調査官の採用広報活動の実情について説明した。

(3) 意見交換

委員から次のとおり質問等があった。

(発言者の略記=(長):委員長,(委):委員,(説):説明補助者)

(委) 家裁調査官として採用された後、様々な研修や実務における経験等を通じて専門的な知見等を習得して、これを実際の調査に活かしていることが理解できた。これに関して、幼少の子から効果的に意向等を聴取するために、どのような工夫等をしているのか。

(説) これまで家裁調査官が行ってきた研究等の集積(子の発達段階に応じた聴取のあり方、離婚等が子に与える影響等)を踏まえ、保育園における実習を経験するなどして、面接技法を習得している。

(委) 面会交流の在り方が問題となるケース(離婚後母が再婚し、子は母及

び継父と新しい家庭で生活している場合等)において、子と実父との間で面会交流を実施することは、新しい家庭に何らかの影響が出ることも考えられるが、これについての考え方や配慮等としてどのようなものがあるか。

(説) 現在研究等が進められているものに、ステップファミリーという考え方がある。これは、再婚家庭が増える傾向にある中で、継父母が実の親として子との関係性を取り繕うことによって、負担や限界が生じることがある。その場合、子に対して、実親の存在や継父母は本当の親ではないことなどのありのままを理解させた上で、継父母との関係を築いていくことが家族として生活する上でよりよいのではないかと、また、実父との面会交流も積極的に行うことが子の福祉に適うのではないかと、というものである。

(長) 家庭裁判所としては、新しい家庭にも配慮の上、子と実親との関係性も尊重し、子の周りにいる大人全員が子を応援するという形で、事案の解決につなげていけるよう努めているところである。

(委) 家裁調査官は、学生から任官することが多いのか、様々な経験を積んだ社会人から任官することが多いのか。また、家裁調査官に任官した後は、どのような職務や役職に就くのか。

(説) 家裁調査官任官前の職歴等の傾向については、資料を持ち合わせていないことから、この場でお答えすることはできないが、現行の受験資格としては、年齢上限が30歳程度となっており、学生のみならず社会人も受験可能となっている。実際に、社会人経験を積んだ後に家裁調査官に任官した者もいる。

また、家裁調査官に任官した後は、基本的に、専門職である家裁調査官として職務を行い、その中から管理職に昇任する者もいる。数は少ないものの、キャリアパスの過程で、司法行政分野における裁判所事務官

として職務を行う者もいる。

(委) 困難な事案における調査はどのようにして行うのか。

(説) 2, 3人のチームによる共同調査を行うこともある。

(長) 家裁調査官の採用広報活動として、学生等に対する効果的な働きかけや工夫等について、良いアイデアがあればお聞かせいただきたい。

(委) 近年は、出身地における就職を希望する地元志向の学生が多い。裁判所における人員配置上の問題等もあると思うが、家裁調査官の様々な意向等（例えば、九州エリア内の異動であれば可能というものや、ライフステージに応じて家族ができた際には特定の地域において勤務させるなど。）も踏まえた異動を検討してはどうか。

(説) 最高裁判所が所管する人事政策の問題であることから、この場ではお答えすることができない。

(委) 採用広報活動の一環として、インターンシップの実施は検討していないのか。

(説) 守秘義務等の問題もあるので、実際の事例を用いて職業体験をさせることができないことから、裁判所では模擬事例を用いた一日型インターンシップの開催を検討している。

(委) 効果的な採用広報活動とは、家裁調査官の認知度を上げ、仕事の魅力を伝えることに尽きる。民間企業においても、様々な工夫をしているものの学生に対してなかなか伝わらない実情もあるが、大学1, 2年生をターゲットにして、学校訪問を行うことが効果的ではないか。学生の中には、法律や心理学等に関係する職種に就きたいという漠然とした希望を持っていたとしても、具体的にどのような職種があり、これに就くために何をすればいいのか分からない者もいる。

(委) ロースクールを卒業した後、家裁調査官に任官した者もいる。ロースクールは本来、法曹資格を取得するための場であることから、学生に対

して卒業後の就職先として家裁調査官職を勧めづらい面もあるが、学生の将来の選択肢として家裁調査官職についても説明・検討してもらった結果、裁判所による採用試験説明会に参加した者もいた。

また、ロースクール生の中にも理系出身の学生がいることを踏まえ、採用広報活動のターゲットを法学部や心理学部等の学生に限定せず、様々な学部の学生等にアピールすることもよいと思われる。理系出身の学生等は、論理的に物事を考え情に流されないという面において、家裁調査官の適性があるかもしれない。

(委) 少子化が進んでいる現状においては、採用広報活動のターゲットとして、高校生まですそ野を広げることも必要ではないか。

(委) 以前、「家裁の人」という漫画のヒットを契機として、家裁調査官に対する注目が高まったことがある。これを踏まえ、家裁調査官の役割を対外的に積極的にアピールすべきである。家裁調査官について、親が知ることにより子に勧めることもあると思う。家裁調査官職についてロータリークラブ等において紹介することも検討してはどうか。

(長) 本日いただいた御意見等については、参考とさせていただき、採用広報活動に活かしていきたい。その中で、報告できる事項等があれば次回の委員会において報告したい。

6 次回テーマ

「成年後見制度の現状と課題」について意見交換を行うこととなった。

7 次回開催期日

平成30年5月30日午後1時30分

8 閉会宣言